

## 「東京都北区資源循環推進審議会答申案」区民意見募集の実施結果

1. 意見提出期間 令和5年12月1日（金）～令和6年1月5日（金）
2. 周知・閲覧場所 北区ニュース（12月1日号）、北区公式ホームページ、リサイクル清掃課、区政資料室、各エコ広場館、各地域振興室、各区立図書館
3. 意見提出者数 11名（内訳：ホームページ 11名、郵送 0名、FAX 0名、窓口持参 0名）
4. 意見総数 25件
5. 意見による内容の修正箇所 2カ所

掲載箇所	修正前	修正後
P.23 (13)① 取組み枠内	○監視カメラの設置に伴い、カメラの設置・録画について明確に知らせる掲示物等を用意すること。	○監視カメラの設置に伴い、カメラの設置・録画について <u>不法投棄・不適正排出対策であることを明確に知らせる</u> 掲示物等を用意すること。
P.25 3 3段落目	具体的な事業の実施にあたっては、フードドライブや新たに始まったプラスチックの分別に関する事等、区が行っている取組みや情報を、子どもから高齢者までの幅広い世代や外国人区民等、誰にとっても分かりやすく発信していくことが重要である。	具体的な事業の実施にあたっては、フードドライブや新たに始まったプラスチックの分別に関する事等 <u>の区が行っている取組みや情報、環境に配慮した行動等の啓発を</u> 、子どもから高齢者までの幅広い世代や外国人区民等、誰にとっても分かりやすく発信していくことが重要である。

## 6. 提出された意見とそれに対する審議会の考え方

2 ごみ減量の具体策の検討			
(1) 区民主体の集団回収への支援事業の拡充			
頁	意見No.	ご意見	審議会の考え方
4	1	<p>「事業者が市況変動に左右されず、集団回収活動を継続できるよう事業者支援を強化する」となっているが、他の市区町村においては多くの事業者が物価高騰による経営圧迫や人材不足により廃業する事業者が増えて、集団回収事業が成り立たなくなっている事例があると聞きます。</p> <p>北区でも今後このような事が今すぐに起きてもおかしくない状況にあると思いますが、北区ではどのような対応をお考えですか？</p>	<p>集団回収事業者に対しては、従来より集団回収の推進を目的とした支援金制度がありましたが、それに加えて、令和2年度に古紙相場に連動した支援金制度が創設され、要件を満たす事業者に支給されています。</p> <p>昨今の事業者を取り巻く状況を鑑み、安定した集団回収活動を継続するため、答申案では「～集団回収事業者認定制度の更なる拡充を図ること」としております。</p> <p>なお、認定事業者以外で要件を満たす可能性のある事業者への制度の案内も適宜行われております。</p>

2ごみ減量の具体策の検討			
(3) 生ごみの減量と食品ロスの削減の推進			
頁	意見No.	ご意見	審議会の考え方
8	2	生ごみを消滅させることができる「キエーロ」が良いとされていますが、生物処理として「消滅」はありません。科学用語を間違くと区民に誤解を与えます。	「キエーロ」が「消滅型生ごみ処理機」として一定程度定着していることから、審議会では「消滅」という文言を使用しております。いただいたご意見は区に対しても伝えてまいります。
	3	生ごみ処理機等について、乾燥型は電気の使用、乾燥による蒸気の発生は地球温暖化の原因になっています。堆肥型は土の中にいる微生物による分解ですが、調べたところ、この土がない家庭が多いため、土の代わりになる土壌改良剤を購入しなければなりません。しかし助成金は装置だけということで、土壌改良剤等の購入にも助成金が必要です。	生ごみ処理機等の購入費用の補助制度は、より多くの区民にごみの減量に取り組むきっかけとしてもらいたいことから、対象が機器本体のみとされています。
	4	生ごみ処理機等について、堆肥型と乾燥型の違いの勉強会を実施して欲しい。	生ごみ処理機等について、堆肥型とは、主に微生物等の活動を利用して生ごみを堆肥に変えることで生ごみを処理するものです。 一方、乾燥型は、自然の風や電気などを利用して生ごみに含まれる水分を飛ばし乾燥させるものです。 区に対するご意見として承ります。

頁	意見No.	ご意見	審議会の考え方
	5	令和5年の家庭ごみ排出実態調査から、可燃ごみの厨芥類のうち調理くずが約77%と多いことが分かっています。今後、国内バイオマスの有効活用や環境保全型農業の推進を考えると、都市の生ごみを資源として活用推進をしていくことも必要であると考えています。現在の計画では、生ごみ削減についての計画と周知啓発しか施策がないので、学びあう場をつくり住民参加での「生ごみの資源活用モデル事業」の計画を求めます。	実施場所、活用場所、ニーズ等、いくつかの条件を整えば、検討の余地はあると考えます。同様の意見が審議会でも出され、答申案で生ごみ減量への取組みに「家庭の生ごみを減量・自家処理する取組みの支援」として記載いたしました。

2ごみ減量の具体策の検討			
(4) 雑がみの資源化の充実			
頁	意見No.	ご意見	審議会の考え方
10	6	取り扱う資源古紙の中にプラスチック素材のものが増えているため、事業者の責任で処分するのではなく、北区のプラスチックリサイクルルートでのリサイクルができませんか？	古紙へのプラスチック等の混入については、区民への分別・排出方法の周知により減少が見込まれるため、更なる周知啓発を区に求めてまいります。 なお、区の古紙回収事業に係る古紙選別委託については、禁忌品の混入状況等も踏まえたうえで、令和4年度に契約単価の見直しが行われています。

2ごみ減量の具体策の検討			
(6) プラスチックごみの減量			
頁	意見No.	ご意見	審議会の考え方
12	7	プラスチックの分別回収にあたって、収集回数が少ないのではないか。プラスチックごみは分量が大きいかさむことも多いため、週一回ではゴミが溜まってしまうことが多く、可燃ゴミと同じ場所に捨ててしまうことがある。プラスチックごみも可燃ゴミと同じ頻度で回収してもらえると助かる。	答申案において、「プラスチックの分別回収は～環境負荷や経費増が発生するため～引き続き検証していくこと」としています。今後は各ご家庭におけるプラスチックの排出量を減らしていくような更なる行動変容を促していく必要があると考えます。
	8	プラスチックごみの分別回収については、新しく北区に移住した人にもその意義が伝わるような広報体制を整えることが望ましいと思う。	広報については、現状、転入手続き時に区民事務所にて「北区の家庭ごみ・資源の分け方出し方」という冊子が配付されています。 答申案においては、今後も継続して丁寧に周知していくこととしたうえで、まとめとして「子どもから高齢者までの幅広い世代や外国人区民等、誰にとっても分かりやすく発信していくことが重要である」としています。
	9	一度しかリサイクル出来ない混合プラスチックのリサイクルでは意味がない。プラスチックの分別を細分化しては？	答申案において、「プラスチックの分別回収は～運搬時の環境負荷や運搬・選別コストを含めて、引き続き検証していくこと」としています。

頁	意見No.	ご意見	審議会の考え方
	10	<p>北区に転入してきて、プラマークの分別をしなくてよいことに驚いた。プラスチックごみを出すときに、わかりやすいことが大切だ。海洋プラスチックを減らすためにも、今後もしっかり分別していこうと思っているが、ゴミ出し場には全く分別されていないようなゴミも多い。行政から分別の大切さをもっと知らせるべきだ。</p>	<p>北区では、プラマークの付いている「容器包装プラスチック」と、プラマークの付いていない「製品プラスチック(すべてプラスチックでできているもの)」を一括して回収しています。プラスチックの分別回収にあたっては、分別の周知や指導を徹底し、着実に進めていくことが重要であると考えています。答申案において、「区民が分かりやすいようにホームページ等で周知し、分別対象物や排出方法等について理解を深められるよう、継続的に丁寧な周知や広報を行っていくこと」としています。</p>
	11	<p>プラスチックの回収がはじまったが、食品トレイやペットボトルのキャップを回収場所まで持っていっている。分けたり持って行ったり面倒が増えただけでムダではないか。</p>	<p>発泡トレイもペットボトルキャップも容器包装プラスチックですが、これまでの拠点回収が定着していることや、それぞれ均質な状態で回収することにより、より効率的に再資源化することができることから、プラスチック分別回収を開始する際に、拠点回収を継続することとされました。答申案において、「今後定期的に環境面・経費面等、様々な観点で効果を検証していくことを要望」しています。</p>

頁	意見No.	ご意見	審議会の考え方
	12	<p>「プラスチック資源循環促進法」に後押しされる形にはな ったが、今年度から容器包装プラスチックだけでなく、プ ラスチックすべてを分別回収の対象としたことは評価に 値する。今後も分別回収によるマテリアルリサイクルやケ ミカルリサイクルのさらなる推進をお願いしたい。</p>	<p>審議会において、プラスチックの分別回収開始にあたって は様々な意見が出されましたが、いずれも一括回収に賛成 するものでした。答申案において、「今後定期的に環境面・ 経費面等、様々な観点で効果を検証していくことを要望」 しています。</p>
	13	<p>プラスチックには様々な材質があり、有害物質を含む廃プ ラそのものを減らす努力が必要である。ダイオキシンの原 因物質である塩ビ製品を、区の様々な調達（物品・工事） において使用しないこと、また区民に対してもできる限り 購入しないような啓発を、取組みの中に盛り込んで頂きたい。</p>	<p>プラスチックそのものの排出を減らしていくためには、リ デュース・リユースが重要であると考えます。 区の実践として、『北区役所ゼロカーボン実行計画』に おいて、廃プラスチックの削減を含めた「省資源活動の推 進」や「グリーン購入活動及び環境配慮契約導入の推進」 を掲げています。 答申案においては、「区民に対しては、マイボトル等の持 参や海洋プラスチックごみ問題に関する普及啓発を行う こと。また、事業者に対しては、過剰包装の抑制等の取組 みを推奨していくこと」としています。</p>

頁	意見No.	ご意見	審議会の考え方
	14	<p>プラスチックの材料リサイクル、ケミカルリサイクルは非常に重要と考えています。紙資源にも言えることですが、我々は分別し、排出した時点で「リサイクルした」と思いがちです。循環させるためにはリサイクルされたものを購入しなければ意味がないのですが、価格も高いものが多く、ただでさえ敬遠されがちです。購入されなければ企業も製品開発には本気になれません。</p> <p>生まれ変わったものを区の施設や街の中で見る機会が増えれば、再生品を購入するというアクションが身近に感じられるようになるのではないかと考えています。</p> <p>区は率先して再生品の購入・使用を心掛けてほしいと思います。</p>	<p>審議会においても、「資源循環の意味からも、集めるだけでなく、生まれ変わった製品を積極的に」使用することを望む意見が出され、答申案に掲載いたしました。</p> <p>なお、区の実施計画として、『北区役所ゼロカーボン実行計画』において、廃プラスチックの削減を含めた「省資源活動の推進」や「グリーン購入活動及び環境配慮契約導入の推進」を掲げています。ご意見として承ります。</p>



2ごみ減量の具体策の検討			
(7) 戸別収集の地域拡大の検討			
頁	意見No.	ご意見	審議会の考え方
14	15	家庭系ごみの有料化及び戸別収集について、少しずつではありますが前進しているように見受けられます。清掃工場改修終了後には実施できるぐらいの議論を進めていただきたい。	審議会では、戸別収集の地域拡大と家庭ごみの有料化については、それぞれがごみ減量に有効な方策であるという前提で、議論してまいりました。答申案においては、まとめとして「施策の導入にあたっては、区民に丁寧な説明を行い、ごみ減量に向けた区民一人ひとりの行動変容につながるような施策としていくことを求める」としています。
	16	戸別収集をおこなっている滝野川地区では半数以上が「戸別での収集がよい」という回答だったのを拝見し、赤羽・王子地区でも戸別収集にしたほうが良いと思いました。赤羽・王子地区で「集積所での収集が良い」という回答が多いのは、自身の家の前が集積所になっている世帯の方が分母として少ないからだと考えます。本当に集積所の継続を望むのか、集積所になっている世帯の意見を重要視できるのか、慎重に協議する必要があります。全域を戸別にしないのであれば、残す集積所に対して全員が本当に望んでいるのか、正当なジャッジのできる機関の設立を望みます。	令和4年度実施の区民アンケートの結果については、審議会においても、集積所の管理者に対する設問があった場合に結果が変わる可能性があることを指摘しました。答申案においても、「ごみ集積所・資源回収ステーションの管理についての実態を把握し、ニーズを正確に捉えること」を求めています。

2ごみ減量の具体策の検討			
(8) 家庭ごみの有料化の検討			
頁	意見No.	ご意見	審議会の考え方
16	15	<p>【再掲】</p> <p>家庭系ごみの有料化及び戸別収集について、少しずつではありますが前進しているように見受けられます。清掃工場改修終了後には実施できるぐらいの議論を進めていただきたい。</p>	<p>審議会では、戸別収集の地域拡大と家庭ごみの有料化については、それぞれがごみ減量に有効な方策であるという前提で、議論してまいりました。答申案においては、まとめとして「施策の導入にあたっては、区民に丁寧な説明を行い、ごみ減量に向けた区民一人ひとりの行動変容につながるような施策としていくことを求める」としています。</p>

2ごみ減量の具体策の検討			
(9) 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施			
頁	意見No.	ご意見	審議会の考え方
18	17	<p>北区で法人税を支払っている事業者は、地域の資源の日に出して良いことにして欲しいです。みかん箱程度の大きさの段ボール2枚で87円は高いと感じます。無料が厳しいようであれば、区と年契約のサブスクのようなかたちでもよいのではないかと思います。小規模事業者が手軽に排出できるようになれば、廃棄物としてごみと一緒に資源を排出することも、それを積んだ車両の移動によるCO2も、減るのではないのでしょうか。</p>	<p>事業系ごみの処理は事業者の責務として、処理経費も負担することとなっています。また、ごみとしての排出については、事業者に対しても「分ければ資源、混ぜればごみ」の周知徹底を図っていくべきであると考えます。ご提案は参考意見として承ります。</p>

2ごみ減量の具体策の検討			
(11) 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施			
頁	意見No.	ご意見	審議会の考え方
21	18	個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施への取組みの中に、びん・缶などの資源類も対象として追加するよう検討を求め、とありますが、古布は対象にならないのでしょうか。最近の時勢から生前整理などをする方も増えており、大量に排出を考える高齢者もいると思います。古布はまとめると重量もあり、高齢者が回収場所まで運ぶのは困難です。ぜひ古布も訪問収集の回収品目として検討していただければと思います。	訪問収集・ふれあい訪問収集は、集積所への排出が困難な場合や、見守りの一環として実施されているものです。まずは日常的に資源回収ステーションに排出する資源類について、対象とすることを求めることといたしました。参考意見として承ります。

2ごみ減量の具体策の検討			
(12) 清掃事業関連施設の再編・有効活用の検討			
頁	意見No.	ご意見	審議会の考え方
22	19	取組みの中に「北清掃工場の建替えに伴う車両の増加等、清掃事業の変化に対応し・・・清掃事業関連施設の有効活用に努めること」との記載があるが、環境影響は工事用車両の増加に伴うものだけでなく、建替工事自体も環境影響要因となる。特に近隣住民が最も懸念しているのは、現在進行中の施設解体工事に伴う粉じんである。解体・建替工事に伴う大気汚染や騒音・粉じんの環境問題に関しては、十分な調査・予測に伴う影響低減対策と、周辺居住者との合意形成が重要である。	北清掃工場は、東京二十三区清掃一部事務組合※が管理・運営している施設です。建替工事についての環境影響等の対策や周辺住民との合意形成などは、一部事務組合が行っています。  ※地方自治法に基づいて特別区（東京23区）で組織された団体で、特別区内のごみの中間処理（清掃工場他ごみ処理・し尿処理施設の整備及び管理運営）を実施している。

2 ごみ減量の具体策の検討			
(13) ①ごみ集積所・資源回収ステーションの安定的な管理			
頁	意見No.	ご意見	審議会の考え方
23	20	監視カメラの設置は残念ながら必要だと思います。 「録画しています」「カメラ設置しています」だけではなく、「法的な手段に訴える」という強い意志も掲示してほしいですし、北区ニュースなどで不法投棄・不法排出は犯罪であるという啓発もしてほしいです。	区は、これまでも不法投棄が目立つ集積所や資源回収ステーションには、不法投棄が犯罪であることを明記した看板を取り付けるなどの取組みをしています。監視カメラ等を設置した際の啓発については、設置の趣旨が明確となるよう答申案の文言を修正いたします。  P.23 二つ目の○に下線部を追加 「監視カメラの設置～について不法投棄・不適正排出対策であることを明確に知らせる掲示物等を用意すること」

その他ご意見

意見No.	ご意見	審議会の考え方
21	可燃ごみを燃やさずにバイオトンネルを利用して発酵・乾燥させて処理する方式（トンネルコンポスト方式）を採用してはどうか？	北区を含む23区ではごみの中間処理を行うため清掃一部事務組合を設置し、可燃ごみは清掃工場で焼却しています。衛生面や経費面から、現状では焼却が最も合理的な中間処理方法であると捉えています。将来的に条件が整えば、ご提案のような処理方法についても検討の余地があると考えます。参考意見として承ります。

意見No.	ご意見	審議会の考え方
22	区内食品製造業者と組んで、食料品等のリターナブル瓶を使った量り売りを、北区から勧めては？	リターナブルびんや量り売りは、環境配慮型商品・製品の設計・製造・販売の観点から有効な方策であると考えます。ご意見は答申案の「区内の事業者に対してもごみの減量や資源化についての指導や啓発を行い、優良な取組みについては積極的に周知し、意識を高めていくべきである」に含まれていると考えます。
23	区の委託事業や指定管理への、経費増加や人手不足対策に人件費の値上げをしては？	答申案の中で「委託先の従業員の労働環境にも十分な配慮を求める」としております。
24	SDGs目標12「つくる責任 つかう責任」については、食品ロス以外に具体的施策や提案がなかったようです。つかう責任とは消費者が環境に配慮した製品を選択することであるなど、積極的に答申してほしいです。	<p>審議会においても、環境に配慮した製品を選択できるよう、生産者側への働きかけや、区民への周知啓発を要望する意見がありました。答申案では、「より資源化しやすい製品づくり等を生産者側に働きかけていくこと」としてまいります。消費者側の行動については、記載を追加いたします。</p> <p>P.25 3段落目に下線部を修正・追加  「～フードドライブや新たに始まったプラスチックの分別に関する事等、<u>区の区が行っている取組みや情報、環境に配慮した行動等の啓発を、～</u>」</p>

意見No.	ご意見	審議会の考え方
25	<p>ゴミの資源化に関して、リサイクルした製品が北区でどれだけ使用されているか、数値化して欲しい。</p> <p>缶・紙類は問題ないが、ペットボトル・プラスチックの資源化に必要性があるか判らず、それが明確になると考えます。</p> <p>①例えば、北区の公共施設ではペット・プラからリサイクルした製品をどれだけ購入しているか？</p> <p>②また、リサイクルした製品を使った場合と使わない場合でコストがどれだけ変わるのか？</p> <p>③リサイクルした製品の使用量が多ければ、その製品はどれだけのゴミから作られているか？</p> <p>これらが数値化されていれば、ペット・プラ資源化の利点難点が見えてきます。</p> <p>また、リサイクル製品の使用量調査は、区内の企業にも実施をお願いしたい。その内容は優良事業者表彰制度の評価項目に値すると考えます。</p>	<p>答申案の資料編に、ごみ総排出量に対する総資源化量として、「リサイクル率」の推移については掲載しています。</p> <p>ご提案いただいた様々な数値化に関しましては、答申案では、「区のごみやリサイクルに関する現状等を『見える化』」して伝えていくことが必要であるとし、区に求めていくこととしております。ご意見として承ります。</p>